

第十四門
三

明治五年

獨逸公使ヨリ水先案内者依頼、神奈川縣へ
照會之件

外務省

二丁百十のり

おんさくす

神楽川

外務省

今般船を公使に任ぜし軍艦に五艘を附

水先案内のしるし因旋に一員を附せ

有箇切取頭と大書頭とを附せし

六右衛門尉と少佐とを附せし

急ぎ之船四艘止傳信を早截せし

を在船し心一可憐なるものあり

外務省

おんさくすのり方氏に任ぜし

事平り申す

船由方より申す

可なりと云ふ

おんさくす

十九

十字五分請取

十字十分出入

音信左記

出狀人 金川

勢州 桑名 淺造 水先
案内之者有之 生國 豆州
加茂郡 和甲村ノ利七 一日
貸銀 五トルニ而 罷能 越々旨

傳信局

申出後

届先 外 船 倉

明治申年 三月九日

傳信局 信屬

届刺延引且相違等有之節、此證書持参之事

三ノ行ノ旨ニ

神戶 外務省

精進寺は軍艦の乗客名簿に記され

水先案内者藤原屋の船乗り有

長岡金太郎の船乗り有

利七百五郎の船乗り有

有信屋の船乗り有

マシロウの船乗り有

外務省

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

三ノ行

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

船乗り名簿に記され

船乗り

元万一千七百

今般指之曰使尾結名古為水越也
軍機之指所乘名澹近水越水先
書內之若周旅政兵根水省中
水有洞之氣子到山の急少日向港
之水終熟知之若多者下官之官有洞
傳信之氣下建台之書年之越段氣知
有洞之氣別自之道有之台昨傳信之
以中進之若下比有為及在船也

神奈川縣

三月廿

神奈川縣

神奈川縣

外務省

出

当此在編書之越段氣知也

豆河加多郡

和田村

利七

五子家

有之者雇乃屋部一日五拜宛

此等

神奈川縣

三月廿三

二字分請取

一字分請取

音信左記

出状人 廣野

水先者南利七熟知
く有無ハお記ニ桑名海
ニ教習所ハ越前知者
中ノ一書面ハ了

傳信局

届先

明治

三月廿三日

傳信局

届刺延引且相違等有之節此證書持参之事

